

函館市軌道事業職員表彰規程取扱要綱

(趣旨)

- 1 この要綱は、函館市軌道事業職員表彰規程（平成23年企業局規程第37号。以下「規程」という。）第2条第2項および第9条の規定に基づき、函館市軌道事業職員表彰（以下「表彰」という。）に関し、公営企業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める事項を定めるものとする。

(表彰に係る期間)

- 2 表彰に係る3年は、起算日を9月1日とし、その翌年の8月31日までとする1年（以下「表彰に係る1年」という。）を連続で3回経過した期間をいう。

(表彰の対象から除外する者)

- 3 規程第2条第2項に定める懲戒処分を受けた者その他管理者が別に定める者については、次の表のとおり取り扱うこととする。

表彰の対象から除外する者	左記に該当する者の表彰に係る期間等
1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）による懲戒処分を受けた者	処分を受けた日以後は、表彰の対象とはしない。
2 地方公務員法および職員の分限に関する条例（昭和27年函館市条例第5号）に基づく処分を受けた者	処分を受けた日または受けている日が属する表彰に係る1年の中で経過した期間は無効とし、処分を受けた日または処分を受けている日が終了した日の直後の9月1日を表彰に係る1年の新たな始期とする。
3 業務上または業務外の行為によって、訓告もしくは文書もしくは口頭による厳重注意の指導措置を受けた者または函館市企業局軌道運転関係事故等調査究明委員会の報告によって管理者から訓告もしくは文書もしくは口頭による警告措置を受けた者	指導措置を受けた日または警告措置を受けた日が属する表彰に係る1年の中で経過した期間は無効とし、直後の9月1日を表彰に係る1年の新たな始期とする。

<p>4 函館市企業局職員就業規程（平成 23 年企業局規程第 17 号）に規定する欠勤があった者</p>	<p>欠勤があった日が属する表彰に係る 1 年の中で経過した期間は無効とし、直後の 9 月 1 日を表彰に係る 1 年の新たな始期とする。</p>
<p>5 函館市企業局職員就業規程または地方公務員法に基づく、病気療養休暇、公務災害もしくは通勤災害による特別休暇、育児休業、介護休暇、組合休暇または在籍専従（右欄において「病気療養休暇等」という。）の期間が表彰に係る 1 年で 1 月を超えた者</p>	<p>病気療養休暇等の期間が属する表彰に係る 1 年の中で経過した期間は無効とし、直後の 9 月 1 日を表彰に係る 1 年の新たな始期とする。</p>
<p>6 その他管理者が表彰の対象から除外する者として決定した者</p>	<p>管理者が決定した期間については無効とし、管理者が決定した日を新たな表彰に係る期間の始期とする。</p>

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 8 月 15 日から施行する。
- 2 函館市軌道事業職員表彰取扱は、廃止する。
- 3 この要綱の規定は、令和 5 年 9 月 1 日以降の期間について適用し、令和 5 年 8 月 31 日までの期間については、なお従前の例による。